

○島田市島田宿大井川川越遺跡復元家屋管理規則

令和4年3月10日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田宿大井川川越遺跡復元家屋（以下「復元家屋」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 復元家屋の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 復元家屋の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、復元家屋への入館を拒否し、又は復元家屋からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 復元家屋の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(入館者の遵守事項)

第5条 復元家屋に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 次に掲げる行為をしないこと。ただし、次条第1項の規定により占用する場合においては、この限りでない。
 - ア 物品の展示又は販売、貼り紙、募金等
 - イ 飲食
 - ウ 火気の使用
- (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 施設内において喫煙をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(占有の許可)

第6条 復元家屋のうち仲間の宿及び三番宿は、管理上支障がなく、かつ、国指定史跡島田宿大井川川越遺跡の歴史的な価値の理解及び魅力の発信に寄与すると市長が認める場合に限り、市長の許可を得て占有することができる。

2 前項の規定により許可を受けようとするものは、占有しようとする日の属する月の2月前の月の初日から占有しようとする日の2日前（当該占有しようとする日の前日が島田市博物館条例施行規則（令和4年島田市規則第14号）第4条に規定する博物館の休館日（以下「博物館休館日」という。）に当たるときは、その日の直前の博物館休館日以外の日の前日）までに、島田宿大井川川越遺跡復元家屋占有許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、島田宿大井川川越遺跡復元家屋占有許可書（様式第2号）を交付する。

4 市長は、第1項の許可をするに当たり、必要と認めるときは、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

5 市長は、前項の条件又は指示に違反するものがあるときは、そのものに違反事項の是正を命じ、条件若しくは指示を変更し、又は許可を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則（令和4年島田市教育委員会規則第5号）の規定による廃止前の島田市島田宿大井川川越遺跡復元家屋管理規則（令和3年島田市教育委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）の規定により島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした許可その他

の行為は、この規則の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際旧規則の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この規則の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

島田宿大井川川越遺跡復元家屋占用許可申請書

年 月 日

島田市長

住 所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

島田宿大井川川越遺跡復元家屋の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用の目的					
日 時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
占用する場所	1 仲間の宿		2 三番宿		
占用予定人員	人				
持込設備					
占用責任者	住所				
	氏名				
	電話番号				
備考					

(注)

- 1 占用する場所の欄は、該当する番号に○印を付けてください。
- 2 申請者と占用責任者が同じである場合は、占用責任者の欄への記入は不要です。

様式第2号（第6条関係）

島田宿大井川川越遺跡復元家屋占用許可書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった島田宿大井川川越遺跡復元家屋の
占用については、次のとおり許可します。

占用の目的	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
占用する場所	
占用予定人員	人
持込設備	
条件又は指示	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)